

## 大規模小売店舗の変更に関する届出

由利本荘市告示第96号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出し、これを述べることができる。

令和2年12月10日

由利本荘市長 長谷部 誠

### 1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

イオン東北株式会社 代表取締役 辻 雅信  
秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ矢島店  
秋田県由利本荘市矢島町元町字間木123番地

(3) 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗に置いて小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

ア	イオン東北株式会社	開店時刻	午前8時00分	閉店時刻	午後11時00分
イ	株式会社ツルハ	開店時刻	<u>午前9時00分</u>	閉店時刻	<u>午後9時00分</u>

(変更後)

ア	イオン東北株式会社	開店時刻	午前8時00分	閉店時刻	午後11時00分
イ	株式会社ツルハ	開店時刻	<u>午前8時00分</u>	閉店時刻	<u>午前0時00分</u>

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

ア	敷地内マックスバリュ矢島店側駐車場	午前7時30分～午後11時30分
イ	敷地内ツルハドラッグ矢島店側駐車場	午前7時30分～ <u>午後9時30分</u>

(変更後)

ア	敷地内マックスバリュ矢島店側駐車場	午前7時30分～午後11時30分
イ	敷地内ツルハドラッグ矢島店側駐車場	午前7時30分～ <u>午前0時30分</u>

(4) 変更する年月日

令和2年12月21日

(5) 変更する理由

来客者の利便性向上のため

2 届出年月日

令和2年12月4日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 縦覧場所

由利本荘市役所 商工観光部 商工振興課

(2) 縦覧期間

令和2年12月10日から令和3年4月10日まで

4 意見書の提出先

由利本荘市尾崎17番地 由利本荘市商工観光部商工振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名及び住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由